

令和3年11月24日提出

令和3年11月市議会定例会

説明書・参考

〔議案第94号～議案第102号〕

島 田 市

説 明 書

議案第94号 島田市手数料条例の一部を改正する条例について

令和3年5月に公布された住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）の施行に伴い、認定審査における添付書類が変更されるとともに、共同住宅について管理組合が一括して認定を申請する仕組みが創設されることから、手数料の区分を変更し、共同住宅等に係る手数料の金額について住戸当たりの金額から住棟当たりの金額に変更するため、条例の一部を改正し、令和4年2月20日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第95号 島田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

消防団員の処遇の改善を図ることを目的として、年額の報酬額の引き上げ等を行うため、条例の一部を改正し、令和4年4月1日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第96号 島田市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

島田市立総合医療センターが加入している産科医療補償制度の1分べん当たりの掛金が令和4年1月から減額されることに伴い、分べん料等の引き下げを行うため、条例の一部を改正し、令和4年1月1日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第97号 駿遠学園管理組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について

障害児や障害者に係る県の地域療育支援センター事業の対象範囲の変更に伴い、駿遠学園管理組合における当該事業に関する事務を廃止するため、規約の一部を変更し、令和4年4月1日から施行することについて関係地方公共団体と協議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定により、議会の議決を求めるものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第98号 指定管理者の指定について（島田市北部デイサービスセンターほか2施設）

島田市北部デイサービスセンター、島田市伊久身デイサービスセンター及び島田市川根デイサービスセンターの指定管理者の指定期間が令和4年3月31日をもって満了することに伴い、次期の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第99号 指定管理者の指定について（島田市ばらの丘公園）

島田市ばらの丘公園の指定管理者の指定期間が令和4年3月31日をもって満了することに伴い、次期の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第100号 指定管理者の指定について（島田市金谷生きがいセンター）

島田市金谷生きがいセンターの指定管理者の指定期間が令和4年3月31日をもって満了することに伴い、次期の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第101号 市道路線の認定について

初倉地区の土地改良事業実施済み区域の路線見直しに伴う9路線及び民間の土地利用に伴い寄附を受けた1路線を認定するため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第102号 市道路線の廃止について

初倉地区の土地改良事業実施済み区域の路線見直しに伴う38路線及び民間の土地利用により不要となる2路線を廃止するため、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。

参考は、別紙のとおりです。

目 次

議案第94号	島田市手数料条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表 -----	1
議案第95号	島田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表 -----	9
議案第96号	島田市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表 -----	13
議案第97号	駿遠学園管理組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について ◇新旧条文対照表 -----	17
議案第98号	指定管理者の指定について（島田市北部デイサービスセンターほか2施設） ◇指定管理者に指定しようとする団体の概要及び評価票 -----	19
議案第99号	指定管理者の指定について（島田市ばらの丘公園） ◇指定管理者に指定しようとする団体の概要及び評価票 -----	22
議案第100号	指定管理者の指定について（島田市金谷生きがいセンター） ◇指定管理者に指定しようとする団体の概要及び評価票 -----	24
議案第101号	市道路線の認定について ◇市道認定路線位置図 -----	26
議案第102号	市道路線の廃止について ◇市道廃止路線位置図 -----	28

（付記）

図面は、既成の都市計画図等を使用しているため、現況と一部異なる場合があります。

議案第94号 参 考

新 旧 条 文

例規名 島田市手数料条例

新 条 文

別表 (第2条関係)

番号	手数料を徴収する事務	名称	種類	区分	金額	
省略						
60	長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画に係る認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	一戸建ての住宅(人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。)	住宅を新築する場合	住宅性能評価書(住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する住宅性能評価書であって、同法第6条の2第4項の規定により確認の結果が記載されたものに限る。以下この項及び次項において同じ。)又は確認書(住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項に規定する確認書をい	1戸につき15,000円

対 照 表

旧 条 文						
別表（第2条関係）						
番号	手数料を徴収する事務	名称	種類	区分	金額	
省略						
60	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画に係る認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。）	住宅を新築する場合	適合証（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が交付した長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証明する書類をいう。以下この項及び次項において同じ。）を添付する場合	1戸につき15,000円
					住宅性能評価書（住宅の品質確保	1戸につき19,000円

					う。以下この項及び次項において同じ。)を添付する場合	
					住宅性能評価書及び確認書を添付しない場合	1戸につき52,000円
				住宅を新築する場合	確認書を添付する場合	1戸につき22,000円
				以外の場合	確認書を添付しない場合	1戸につき77,000円
			一戸建ての住宅以外の住宅	住宅を新築する場合	住宅性能評価書又は確認書を添付する場合	申請に係る戸数(以下「申請戸数」という。)が1戸のものは1棟につき15,000円、2戸以上5戸以下のものは1棟につき26,000円、6戸以上9戸以下のものは1棟につき42,000円
					住宅性能評価書及び確認書を添付しない場合	申請戸数が1戸のものは1棟につき52,000円、2戸以上5戸以下のものは1棟につき118,000円、6戸以上9戸以下のものは1棟につき187,000円
				住宅を新築する場合	確認書を添付する場合	申請戸数が1戸のものは1棟につき22,000円、2戸以上5戸以下のものは1棟につき38,000円、6戸以上9戸以下のものは1棟につき61,000円
					確認書を添付しない場合	申請戸数が1戸のものは1棟につき77,000円、2戸以上5戸以下のものは1棟につき176,000円、6戸以上9戸以下のものは1棟につき280,000円
61	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条の規定に基づ	長期優良住宅建築等計画変更認定申請手	一戸建ての住宅	住宅を新築する場合	住宅性能評価書又は確認書	1戸につき12,000円

					の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が交付した住宅性能評価書をいう。以下この項及び次項において同じ。)を添付する場合		
					適合証及び住宅性能評価書を添付しない場合	1戸につき52,000円	
				住宅を新築する場合	適合証を添付する場合	1戸につき22,000円	
				以外の場合	適合証を添付しない場合	1戸につき76,000円	
			一戸建ての住宅以外の住宅	住宅を新築する場合	適合証を添付する場合	1戸につき5,000円	
					住宅性能評価書を添付する場合	1戸につき12,000円	
					適合証及び住宅性能評価書を添付しない場合	1戸につき24,000円	
					住宅を新築する場合	適合証を添付する場合	1戸につき7,000円
					以外の場合	適合証を添付しない場合	1戸につき35,000円
61	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条の規定に基づ	長期優良住宅建築等計画変更認定申請手	一戸建ての住宅	住宅を新築する場合	適合証を添付する場合	1戸につき12,000円	

	く長期優良住宅建築等計画の変更に係る認定の申請に対する審査	数料			を添付する場合	
					住宅性能評価書及び確認書を添付しない場合	1戸につき31,000円
				住宅を新築する場合	確認書を添付する場合	1戸につき17,000円
				以外の場合	確認書を添付しない場合	1戸につき45,000円
			一戸建ての住宅以外の住宅	住宅を新築する場合	住宅性能評価書又は確認書を添付する場合	申請戸数が1戸のものは1棟につき12,000円、2戸以上5戸以下のものは1棟につき21,000円、6戸以上9戸以下のものは1棟につき34,000円
					住宅性能評価書及び確認書を添付しない場合	申請戸数が1戸のものは1棟につき31,000円、2戸以上5戸以下のものは1棟につき67,000円、6戸以上9戸以下のものは1棟につき107,000円
				住宅を新築する場合	確認書を添付する場合	申請戸数が1戸のものは1棟につき17,000円、2戸以上5戸以下のものは1棟につき30,000円、6戸以上9戸以下のものは1棟につき49,000円
					確認書を添付しない場合	申請戸数が1戸のものは1棟につき45,000円、2戸以上5戸以下のものは1棟につき99,000円、6戸以上9戸以下のものは1棟につき159,000円
62	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この項において「法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画に係る認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料			省略	
			一戸建ての住宅以外の住宅	住戸部分（人の居住の用に供する部分（共用	適合証を添付する場合	申請戸数が1戸のものは1件につき5,000円、2戸以上5戸以下のものは1件につき10,000円、6戸以上10戸以下のものは1件につき17,000

	く長期優良住宅建築等計画の変更に係る認定の申請に対する審査	数料			住宅性能評価書を添付する場合	1戸につき14,000円
					適合証及び住宅性能評価書を添付しない場合	1戸につき31,000円
			住宅を新築する場合		適合証を添付する場合	1戸につき17,000円
			以外の場合		適合証を添付しない場合	1戸につき44,000円
			一戸建ての住宅以外の住宅	住宅を新築する場合	適合証を添付する場合	1戸につき4,000円
					住宅性能評価書を添付する場合	1戸につき8,000円
					適合証及び住宅性能評価書を添付しない場合	1戸につき13,000円
			住宅を新築する場合		適合証を添付する場合	1戸につき6,000円
			以外の場合		適合証を添付しない場合	1戸につき20,000円
62	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この項において「法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画に係る認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	省略			
			一戸建ての住宅以外の住宅	住戸部分（人の居住の用に供する部分（共用	適合証を添付する場合	申請に係る戸数（以下「申請戸数」という。）が1戸のものは1件につき5,000円、2戸以上5戸以下のものは1件につき10,000円、6戸以上

				廊下、階 共用部分 その他が 市長が共 用と認め るもの (以下 「共用 部分」 とい う。)を 除く。 をいう。 以下同 じ。)	円、11戸以上のもの は1件につき29,000 円
					省略
					省略
					省略
省略					

				廊下、階、共用部分その他の市長が共用部分と認めるもの（以下「共用部分」という。）を除く。）をいう。以下同じ。）	10戸以下のものは1件につき17,000円、11戸以上のものは1件につき29,000円
					省略
					省略
					省略
省略					

議案第95号 参 考

新 旧 条 文

例規名 島田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例

新 条 文

(報酬)

第13条 団員には、別表第1に定める年額報酬及び出動報酬を支給する。

2 前項の年額報酬は、年額を2分し、9月及び3月にその当月までの分を支給する。

3 第1項の出動報酬は、4月から9月まで及び10月から翌年3月までの半期ごとに支給する。

(費用弁償)

第15条 団員が公務のため旅行をした場合は、別表第2に定める費用弁償を支給する。

2 費用弁償の支給方法については、島田市職員等の旅費の給付の例による。

別表第1 (第13条関係)

1 年額報酬

区分	階級	報酬額 (年額)
基本団員	団長	100,000円
	副団長	85,000円
	分団長	65,000円
	副分団長	50,000円
	部長・班長	40,000円
	団員	36,500円
機能別団員	団員	20,000円

2 出動報酬

区分	報酬額 (日額)
水火災その他の災害の場合	8,000円
水防本部長の指令に基づく警戒の場合	(出動時間が4時間未満の場合は、4,000円とする。)
水防本部長の指令に基づく警戒以外の警戒の場合	3,000円
訓練の場合	

別表第2 (第15条関係)

弁償すべき費用の種類及び額

対 照 表

旧 条 文

(報酬)

第13条 団員には、別表第1に定める報酬を支給する。

2 前項の報酬は、年額を2分し、9月及び3月にその当月までの分を団長を経て支給する。

(費用弁償)

第15条 団員が水火災、警戒、訓練等の職務に従事する場合には、別表第2に定める費用弁償を支給する。

2 前項の場合を除き、団員が公務のため旅行をした場合は、島田市職員等の旅費に関する条例(平成17年島田市条例第43号)を準用し、別表第1に定める費用弁償を支給する。

3 前2項の支給方法については、島田市職員等の旅費の給付の例による。

別表第1 (第13条、第15条関係)

区分	階級	報酬額 (年額)	弁償すべき費用の種類及び額				
			船賃 (鉄道連絡船運賃を除く。)	車賃 (1キロメートルにつき)	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)
基本団員	団長	円 100,000		円	円	円	円
	副団長	85,000					
	分団長	65,000					
	副分団長	50,000	中級運賃	37	2,600	13,100	2,600
	部長・班長	40,000					
	団員	30,000					
機能別団員	団員	20,000					

別表第2 (第15条関係)

費用弁償

<u>鉄道賃及び 航空賃</u>	<u>船賃 (鉄道連絡 船運賃を除 く。)</u>	<u>車賃 (1キロ メートルに つき)</u>	<u>日当 (1日につ き)</u>	<u>宿泊料 (1夜につ き)</u>	<u>食卓料 (1夜につ き)</u>
<u>島田市職員 等の旅費に 関する条例 (平成17年 島田市条例 第43号)の 例による。</u>	<u>中級運賃</u>	<u>37円</u>	<u>2,600円</u>	<u>13,100円</u>	<u>2,600円</u>

区分	金額
水火災その他の災害の場合	1回につき3,500円
水防本部長の指令に基づく警戒の場合	
水防本部長の指令に基づく警戒以外の警戒の場合	1回につき3,000円
訓練の場合	

議案第96号 参 考

新 旧 条 文

例規名 島田市病院事業の設置等に関する条例

新 条 文

別表（第6条関係）

区分	細目	単位	金額
省略			
分べん料	企業管理規程で定める診療時間（以下「診療時間」という。）において分べんがあった場合	1件につき	<u>112,000円</u> （ただし、多胎分べんの場合は、1児を増すごとに <u>62,000円</u> を加算する。）
	診療時間以外の時間において分べんがあった場合（次項に規定する場合を除く。）	1件につき	<u>132,000円</u> （ただし、多胎分べんの場合は、1児を増すごとに <u>72,000円</u> を加算する。）
	休日又は深夜において分べんがあった場合	1件につき	<u>152,000円</u> （ただし、多胎分べんの場合は、1児を増すごとに <u>82,000円</u> を加算する。）
分べん介助料	診療時間において分べんがあった場合	1件につき	<u>112,000円</u> （ただし、多胎分べんの場合は、1児を増すごとに <u>62,000円</u> を加算する。）
	診療時間以外の時間において分べんがあった場合（次項に規定する場合を除く。）	1件につき	<u>132,000円</u> （ただし、多胎分べんの場合は、1児を増すごとに <u>72,000円</u>

対 照 表

旧 条 文

別表（第6条関係）

区分	細目	単位	金額
省略			
分べん料	規則で定める診療時間（以下「診療時間」という。）において分べんがあった場合	1件につき	<u>116,000円</u> （ただし、多胎分べんの場合は、1児を増すごとに <u>66,000円</u> を加算する。）
	診療時間以外の時間において分べんがあった場合（次項に規定する場合を除く。）	1件につき	<u>136,000円</u> （ただし、多胎分べんの場合は、1児を増すごとに <u>76,000円</u> を加算する。）
	休日又は深夜において分べんがあった場合	1件につき	<u>156,000円</u> （ただし、多胎分べんの場合は、1児を増すごとに <u>86,000円</u> を加算する。）
分べん介助料	診療時間において分べんがあった場合	1件につき	<u>116,000円</u> （ただし、多胎分べんの場合は、1児を増すごとに <u>66,000円</u> を加算する。）
	診療時間以外の時間において分べんがあった場合（次項に規定する場合を除く。）	1件につき	<u>136,000円</u> （ただし、多胎分べんの場合は、1児を増すごとに <u>76,000円</u>

			を加算する。)
	休日又は深夜において 分べんがあった場合	1件につき	<u>152,000円</u> (ただし、多胎 分べんの場合 は、1児を増す ごとに <u>82,000円</u> を加算する。)
省略			

備考

- 1 省略
- 2 省略
- 3 分べん料及び分べん介助料の金額には、産科医療補償制度（公益財団法人日本医療機能評価機構が運営するものをいう。）に係る掛金に相当する額12,000円を含む。

			を加算する。)
	休日又は深夜において 分べんがあった場合	1件につき	<u>156,000円</u> (ただし、多胎 分べんの場合 は、1児を増す ごとに <u>86,000円</u> を加算する。)
省略			

備考

- 1 省略
- 2 省略
- 3 分べん料及び分べん介助料の金額には、産科医療補償制度（公益財団法人日本医療機能評価機構が運営するものをいう。）に係る掛金に相当する額16,000円を含む。

例規名 駿遠学園管理組合同規約

新 条 文

(組合の共同処理する事務)

第3条 この組合は、次に掲げる事務を共同処理する。

(1)

↳ 省略

(3)

(4) 省略

(経費の支弁方法)

第11条 省略

2 前項に規定する関係市町の分担金の分担割合は、次の各号に定めるところによる。

(1) 省略

(2) 第3条第2号から第4号までの事務に関する分担金
利用者割

3 省略

4 省略

対 照 表

旧	条	文
		(組合の共同処理する事務)
第3条		この組合は、次に掲げる事務を共同処理する。
(1)		省略
(3)		省略
(4)		<u>駿遠学園において行う静岡県障害児（者）地域療育支援センター事業（静岡県障害児（者）地域療育支援センター事業実施要綱（平成15年3月10日付け障福第541号静岡県健康福祉部長通知）に規定する事業をいう。）に関する事務</u>
(5)		省略
		(経費の支弁方法)
第11条		省略
2		前項に規定する関係市町の分担金の分担割合は、次の各号に定めるところによる。
(1)		省略
(2)		<u>第3条第2号、第3号及び第5号の事務に関する分担金利用者割</u>
3		省略
4		省略

議案第98号 参 考

指定管理者に指定しようとする団体の概要及び評価票 (島田市北部デイサービスセンターほか2施設)

1 指定管理者に指定しようとする団体の概要

(1) 名称

社会福祉法人島田市社会福祉協議会

(2) 代表者

会長 山城 厚生

(3) 所在地

島田市大津通2番の1

(4) 設立年月日

平成17年5月17日

(5) 業務内容

ア 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

イ 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

ウ 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

エ アからウまでに掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

オ 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡

カ 共同募金事業への協力

キ 福祉サービス利用援助事業

ク 老人居宅介護等事業の経営

ケ 老人デイサービスセンターの経営

コ 特定相談支援事業の経営

サ 障害福祉サービス事業の経営

シ 移動支援事業の経営

ス 法人後見事業

セ 総合相談事業

ソ 資金貸付事業

タ 居宅介護支援事業の経営

チ 訪問入浴サービス事業の経営

ツ 自立相談支援事業

テ 家計改善支援事業

ト 生活支援体制整備事業

ナ 地域包括支援センターの経営

ニ 島田市生きがい活動支援通所事業の経営

ヌ 成年後見制度支援体制構築事業の経営

ネ 島田市川根介護予防拠点施設の経営

ノ その他この法人の目的達成のため必要な事業

※(5)は、団体に関する現在事項全部証明書に基づいて作成した。

(6) 役員

13人（うち理事11人、監事2人）

2 島田市指定管理者候補者選定委員会における評価票

施設の名称	島田市北部デイサービスセンター 島田市伊久身デイサービスセンター 島田市川根デイサービスセンター	応募団体数	1団体
-------	--	-------	-----

評価項目	団体の名称 評価内容	委員会の平均評価点数
		社会福祉法人 島田市社会福祉協議会
1 事業計画の内容	施設の管理を完遂できる事業計画か。	3.17
	施設の設置目的を十分に果たす計画か。	
	事業計画及びスケジュールに無理はないか。	
	職員配置、職員数及び採用計画は妥当か。	
	施設の利用を公平に行う配慮がなされているか。	
2 施設の管理運営	利用者の意見を管理運営に反映できるか。また、利用者の利便性の向上に配慮されているか。	3.34
	施設の設置目的及び機能を理解しているか。	
	柔軟なサービス提供の取組が期待できるか。	
	緊急時の対応が図られているか。	
	個人情報保護の措置が図られているか。	
3 収支計画	収支予算の内容は適切であるか。	3.11
	経費の圧縮が図られているか。	
	安定的な収入を得るための計画か。	
	他の施設運営においての実績が収支計画に影響を及ぼさないか。	
	市の歳出の軽減が図れるか。	
4 団体の能力及び適格性	指定管理者制度の趣旨を理解しているか。	3.23
	管理を行うのに十分な管理組織となっているか。	
	特定の政治団体、宗教等を偏重してないか。	
	最近の活動内容に評価する点はあるか。	
	施設の運営に対する意欲があるか。	
5 施設の特異性に着目した項目	要介護、要支援等利用者の状態に応じた適切な介護及び介護予防を提供できるか。	3.61
	山間地等他事業所による送迎が困難な地域の利用者の受入れができるか。	
	食事の提供について工夫と配慮が見られるか。	
	利用者等の苦情について、適切に体制作りがなされているか。	
総合評価点数		16.46

備考

1 選定の方法は、次のとおりとする。

- (1) 評価は、原則として、評価内容ごとに、「5優れている、4やや優れている、3普通、2やや劣っている、1劣っている」の5段階で行う。ただし、施設の設置目的により、配点を加減することができる。
- (2) 評価項目ごとに、各評価内容の評価点数を加算し、評価内容数で除した点数(小数点以下2けた未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た点数)を平均評価点数とし、その合計を総合評価点数とする。
- (3) 総合評価点数の最も高いものを指定管理者の候補者として選定するものとする。ただし、各評価項目の平均評価点数に3点未満の点数がある場合は、指定管理者の候補者の選定対象としない。

2 「3 収支計画」の評価内容のうち「他の施設運営においての実績が収支計画に影響を及ぼさないか。」及び「4 団体の能力及び適格性」のうち「最近の活動内容に評価する点はあるか。」については、該当事項がない場合は、評価内容から除く。

3 「5 施設の特異性に着目した項目」の評価内容は、当該施設に係る委員会において定める。

議案第99号 参 考

指定管理者に指定しようとする団体の概要及び評価票 (島田市ばらの丘公園)

1 指定管理者に指定しようとする団体の概要

(1) 名称

遠鉄アシスト株式会社

(2) 代表者

代表取締役 河野 延之

(3) 所在地

浜松市中区鍛冶町319番地の28

(4) 設立年月日

平成11年7月21日

(5) 業務内容

ア 自動車の運転並びに保守管理

イ 自動車による旅客及び貨物輸送事業

ウ 建物・建築物及び付帯設備の管理・清掃並びに警備の請負

エ 損害保険代理店業

オ 労働者派遣事業

カ 職業紹介事業

キ マンションの管理請負業務

ク ホテル客室整備の請負

ケ 建物等の環境衛生管理の請負

コ 建物、清掃関連用品、絵画の販売及び賃貸業

サ 駐車場業並びに駐車場管理請負

シ 古物の買取り・販売

ス 食品衛生に関する検査事業

セ 事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安業務

ソ ビルクリーニング

タ スポーツ健康施設、民間学童保育施設の経営

チ 家賃保証事業

ツ アからチまでに関連もしくは付帯する業務

※(5)は、団体に関する履歴事項全部証明書に基づいて作成した。

(6) 役員

6人(取締役5人・うち代表取締役1人、監査役1人)

2 島田市指定管理者候補者選定委員会における評価票

施設の名称		島田市ばらの丘公園		応募団体数		2団体	
				委員会の平均評価点数			
評価項目	団体の名称						
	評価内容	合同会社マイローズ島田		遠鉄アシスト株式会社			
1 事業計画の内容	施設の管理を完遂できる事業計画か。			3.17	3.43		
	施設の設置目的を十分に果たす計画か。						
	事業計画及びスケジュールに無理はないか。						
	職員配置、職員数及び採用計画は妥当か。						
	施設の利用を公平に行う配慮がなされているか。						
2 施設の管理運営	利用者の意見を管理運営に反映できるか。また、利用者の利便性の向上に配慮されているか。			3.23	3.57		
	施設の設置目的及び機能を理解しているか。						
	柔軟なサービス提供の取組が期待できるか。						
	緊急時の対応が図られているか。						
	個人情報保護の措置が図られているか。						
3 収支計画	収支予算の内容は適切であるか。			3.04	3.40		
	経費の圧縮が図られているか。						
	安定的な収入を得るための計画か。						
	他の施設運営においての実績が、収支計画に影響を及ぼさないか。						
	市の歳出の軽減が図れるか。						
4 団体の能力及び適格性	指定管理者制度の趣旨を理解しているか。			3.25	3.60		
	管理を行うのに十分な管理組織となっているか。						
	特定の政治団体、宗教等を偏重していないか。						
	最近の活動内容に評価する点はあるか。						
	施設の運営に対する意欲があるか。						
5 施設の特異性に着目した項目	民間の能力やアイデアを活かし、施設の利用者の増加や収入増などを実現する計画になっているか。			6.40	6.57		
	市民へのばらに関する知識の普及と栽培技術向上を図れるか。						
	市民に憩いと安らぎの場を提供できるか。						
	ばらの栽培技術、体制は万全か。						
	ばらのシーズン以外の施設活用に工夫がされているか。						
総合評価点数				19.09	20.57		

備考

1 選定の方法は、次のとおりとする。

- (1) 評価は、原則として、評価内容ごとに、「5優れている、4やや優れている、3普通、2やや劣っている、1劣っている」の5段階で行う。ただし、施設の設置目的により、配点を加減することができる。
- (2) 評価項目ごとに、各評価内容の評価点数を加算し、評価内容数で除した点数(小数点以下2けた未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た点数)を平均評価点数とし、その合計を総合評価点数とする。
- (3) 総合評価点数の最も高いものを指定管理者の候補者として選定するものとする。ただし、各評価項目の平均評価点数に3点未満の点数がある場合は、指定管理者の候補者の選定対象としない。

2 「3 収支計画」の評価内容のうち「他の施設運営においての実績が収支計画に影響を及ぼさないか。」及び「4 団体の能力及び適格性」のうち「最近の活動内容に評価する点はあるか。」については、該当事項がない場合は、評価内容から除く。

3 「5 施設の特異性に着目した項目」の評価内容は、当該施設に係る委員会において定める。

議案第100号 参 考

指定管理者に指定しようとする団体の概要及び評価票 (島田市金谷生きがいセンター)

1 指定管理者に指定しようとする団体の概要

(1) 名称

株式会社まちづくり島田

(2) 代表者

代表取締役 清水 克俊

(3) 所在地

島田市本通五丁目2番の2

(4) 設立年月日

平成11年10月1日

(5) 業務内容

ア 不動産の売買、交換、賃貸借及び仲介並びに所有、管理及び利用に関する業務

イ 島田市内の都市開発に関する企画、調査、設計コンサルタント業務

ウ 販売促進に関する情報、資料の収集、企画及び販売

エ 駐車場、会議場、コミュニティーホール等の企画、調査、設計、運営

オ 地場産品の販売及び飲食店の経営

カ 共同店舗、集合店舗等の商業施設の企画、建設、運営

キ 地域産業に関する商品の企画立案及び製造販売の斡旋

ク 損害保険の代理業及び生命保険の募集に関する業務

ケ 情報関連事業に関する企画、調査及び運営

コ 地域活動に関する情報の収集及び提供に関する業務

サ 地域における文化活動の推進に関する業務

シ 緑化思想の普及及び緑化の推進に関する業務

ス ばらのまちづくりの推進に関する業務

セ 健康の増進及びスポーツの普及に関する業務

ソ 文化施設、体育施設、公園施設その他の施設の管理運営の受託に関する業務

タ 島田市が行う文化催事等の受託及び協力に関する業務

チ 公の施設内における物品販売

ツ アからチまでに附帯する一切の業務

※(5)は、団体に関する履歴事項全部証明書に基づいて作成した。

(6) 役員

代表取締役1人、取締役5人、監査役2人 計8人

2 島田市指定管理者候補者選定委員会における評価票

施設の名称	島田市金谷生きがいセンター		応募団体数	1団体
評価項目	評価内容	団体の名称		
		株式会社まちづくり島田		
		委員会の平均評価点数		
1 事業計画の内容	施設の管理を完遂できる事業計画か。	3.20		
	施設の設置目的を十分に果たす計画か。			
	事業計画及びスケジュールに無理はないか。			
	職員配置、職員数及び採用計画は妥当か。			
	施設の利用を公平に行う配慮がなされているか。			
2 施設の管理運営	利用者の意見を管理運営に反映できるか。また、利用者の利便性の向上に配慮されているか。	3.31		
	施設の設置目的及び機能を理解しているか。			
	柔軟なサービス提供の取組が期待できるか。			
	緊急時の対応が図られているか。			
	個人情報保護の措置が図られているか。			
3 収支計画	収支予算の内容は適切であるか。	3.03		
	経費の圧縮が図られているか。			
	安定的な収入を得るための計画か。			
	他の施設運営においての実績が収支計画に影響を及ぼさないか。			
	市の歳出の軽減が図れるか。			
4 団体の能力及び適格性	指定管理者制度の趣旨を理解しているか。	3.29		
	管理を行うのに十分な管理組織となっているか。			
	特定の政治団体、宗教等を偏重してないか。			
	最近の活動内容に評価する点はあるか。			
5 施設の特異性に着目した項目	施設の設置目的である市民の生涯学習、文化活動、健康増進活動又は健康福祉活動を通じ、いつまでも健康で心豊かな生きがいのある生活を送れるための事業を行えるか。	3.67		
	より幅広い層の市民が身近なものとして芸術文化に触れる機会の提供を行えるか。			
	多彩な実演芸術（人が演じたり歌ったり演奏したり踊ったりする芸術の分野の総称）を提供する自主事業の開催回数は十分であるか。			
		総合評価点数	16.50	

備考

1 選定の方法は、次のとおりとする。

(1) 評価は、原則として、評価内容ごとに、「5優れている、4やや優れている、3普通、2やや劣っている、1劣っている」の5段階で行う。ただし、施設の設置目的により、配点を加減することができる。

(2) 評価項目ごとに、各評価内容の評価点数を加算し、評価内容数で除した点数(小数点以下2けた未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た点数)を平均評価点数とし、その合計を総合評価点数とする。

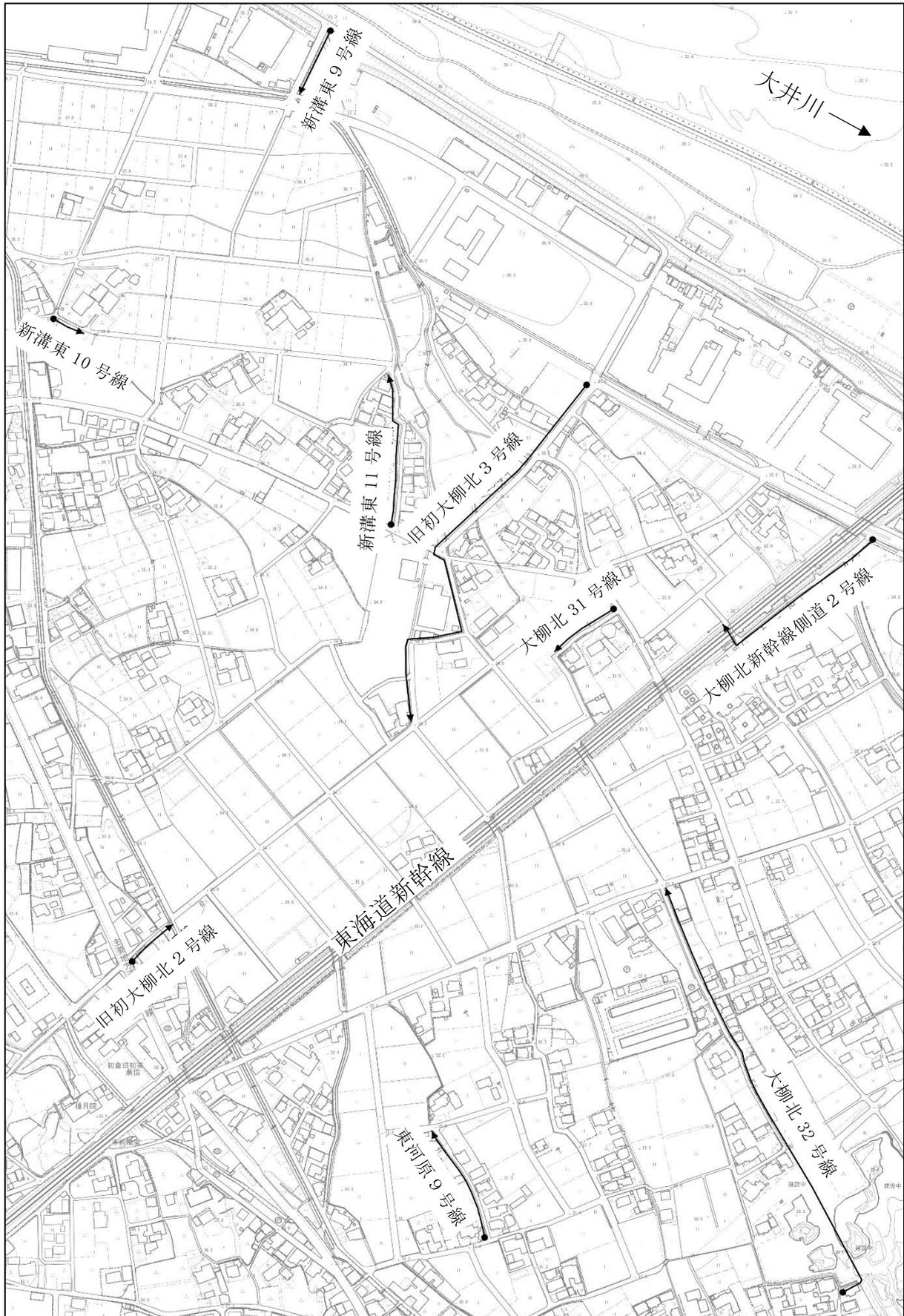
(3) 総合評価点数の最も高いものを指定管理者の候補者として選定するものとする。ただし、各評価項目の平均評価点数に3点未満の点数がある場合は、指定管理者の候補者の選定対象としない。

2 「3 収支計画」の評価内容のうち「他の施設運営においての実績が収支計画に影響を及ぼさないか。」及び「4 団体の能力及び適格性」のうち「最近の活動内容に評価する点はあるか。」については、該当事項がない場合は、評価内容から除く。

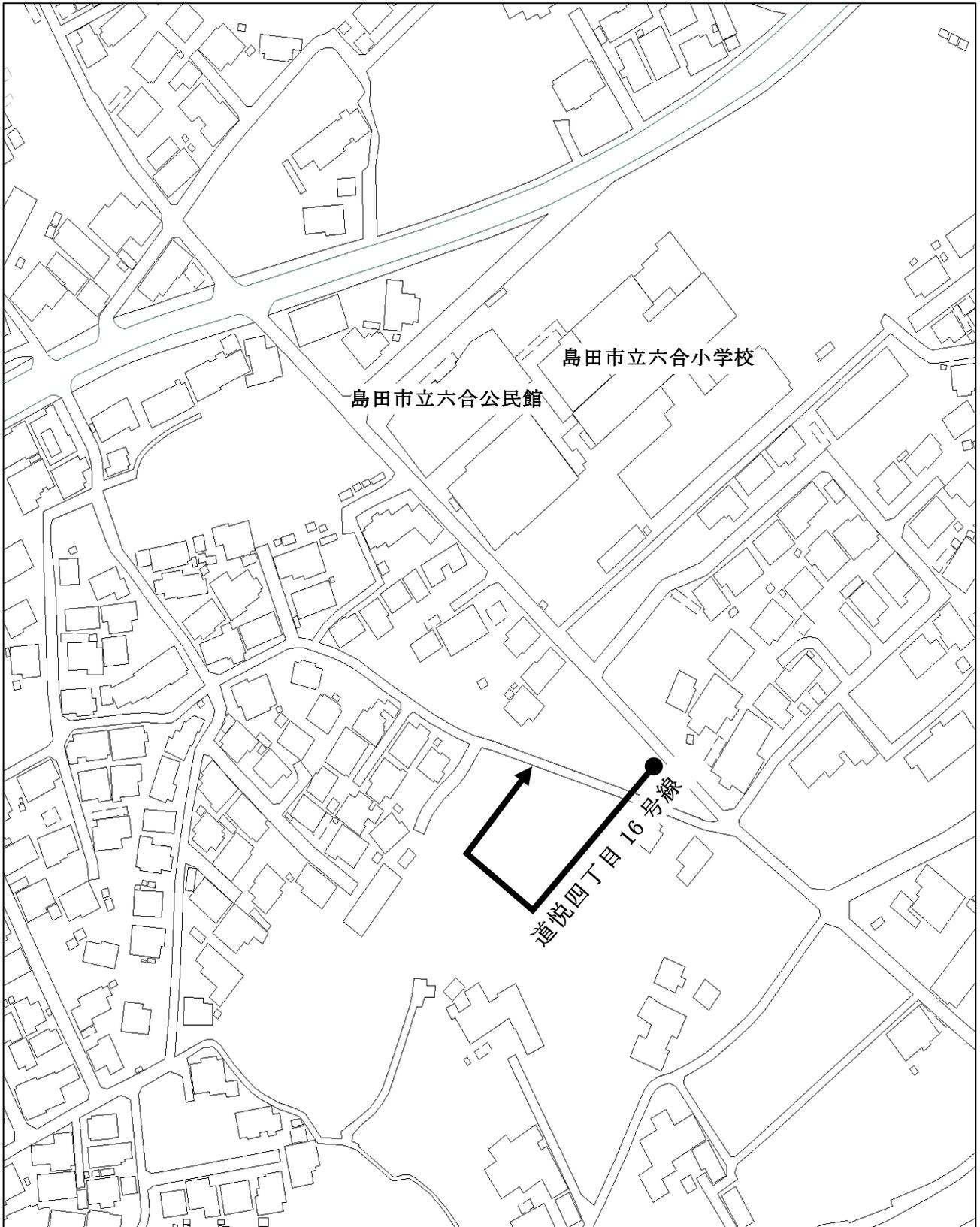
3 「5 施設の特異性に着目した項目」の評価内容は、当該施設に係る委員会において定める。

議案第101号 参考

市道認定路線位置図

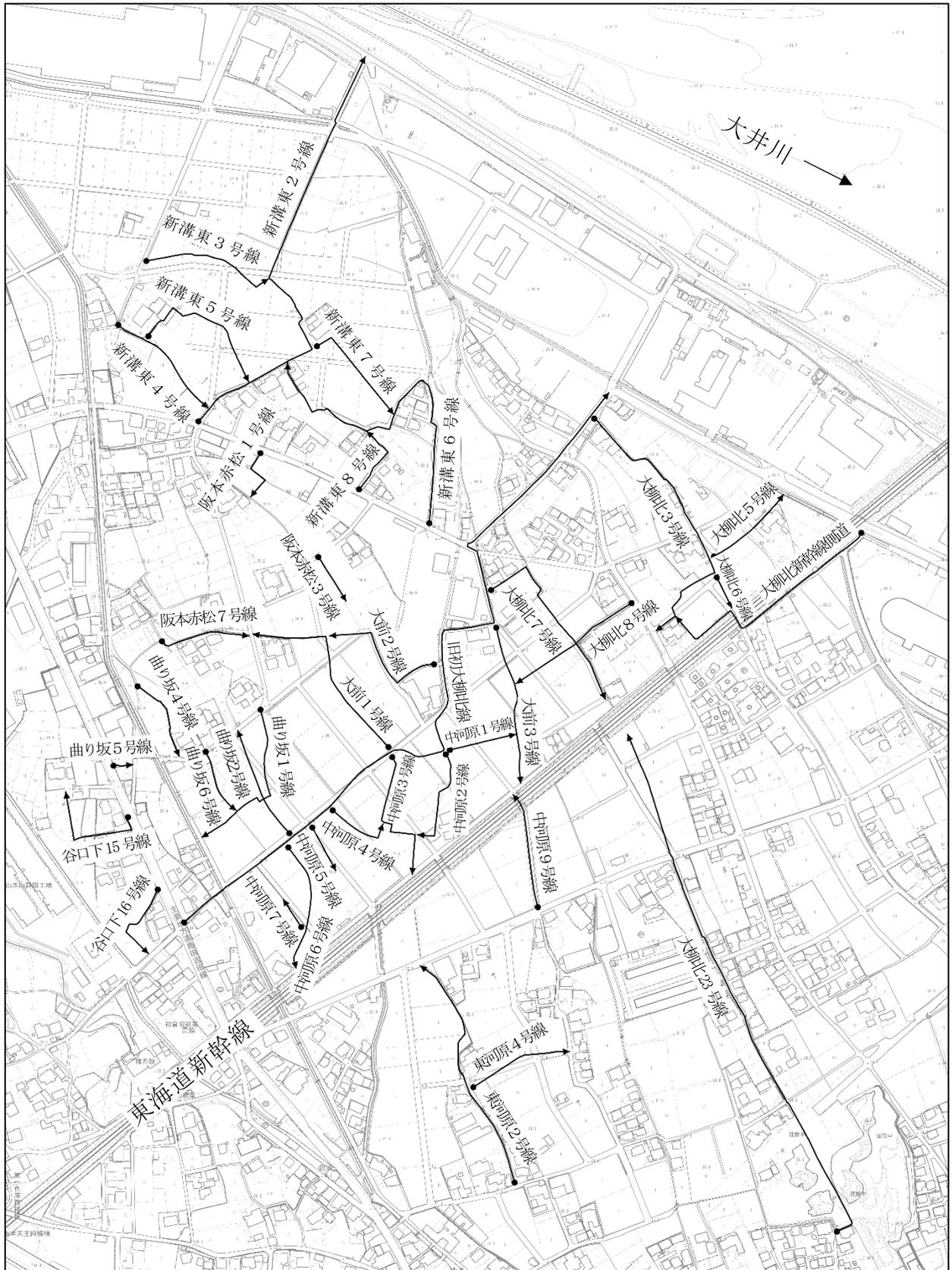


市道認定路線位置図

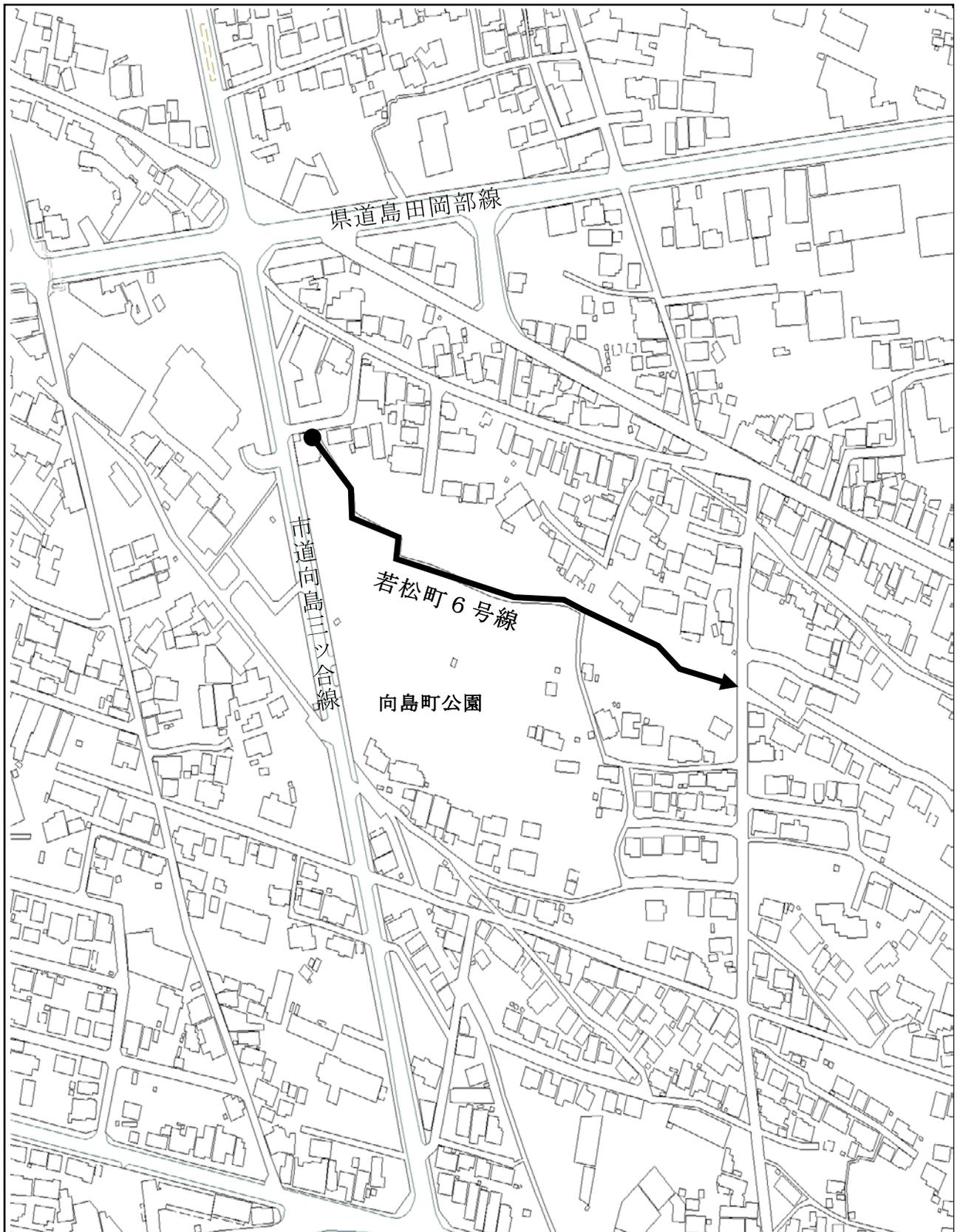


議案第102号 参 考

市道廃止路線位置図



市道廃止路線位置図



市道廃止路線位置図

